

東北半導体・エレクトロニクスデザイン研究会 設置要領

(趣旨)

第1条 東北地域、ひいては我が国の半導体・電子デバイス関連産業（以下「半導体等関連産業」という。）の基盤強化に向けた、産業界、教育機関、行政等産学官による人材育成等の横断的な取組の推進策の検討を目的とし、「東北半導体・エレクトロニクスデザイン研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 研究会は、東北地域の半導体等関連産業の基盤強化に係る次の各号に定める事項について検討する。

- (1) 半導体等関連人材の育成と確保
- (2) サプライチェーンの強靱化
- (3) 半導体等関連技術研究の推進
- (4) 人材育成等の推進体制
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 研究会は、東北経済産業局長が設置する。

- 2 研究会は、東北経済産業局長が必要と認める者（以下「研究会メンバー」という。）で構成する。
- 3 東北経済産業局長は、必要と認めるときは、有識者、専門家及びオブザーバーを招聘することができる。

(研究会の運営)

第4条 東北経済産業局長は、研究会の運営と進行を総括する。

- 2 研究会に座長を置くことができる。座長は、東北経済産業局長が指名する。
- 3 前項の規定により座長が置かれた場合、座長は研究会の運営と進行を総括する。
- 4 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長が指名する者が、その職務を代理する。

(研究会の開催)

第5条 研究会は、東北経済産業局長が招集する。

- 2 東北経済産業局長は、研究会の日時、場所、議事をあらかじめ研究会メンバーに通知しなければならない。
- 3 東北経済産業局長は、必要と認めるときは、研究会を書面開催またはオンライン会議システムを利用して開催することができる。

(ワーキンググループ)

第6条 東北経済産業局長は、特定の事項を調査・検討させるために、研究会

の傘下にワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

（WGの構成）

第7条 WGは、東北経済産業局地域経済部長（以下「地域経済部長」という。）が必要と認める者（以下「WGメンバー」という。）で構成する。

2 地域経済部長は、必要と認めるときは、有識者、専門家及びオブザーバーを招聘することができる。

（WGの運営）

第8条 地域経済部長は、WGの運営と進行を総括する。

2 WGに座長を置くことができる。座長は、地域経済部長が指名する。

3 前項の規定により座長が置かれた場合、座長はWGの運営と進行を総括する。

4 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長が指名する者が、その職務を代理する。

（WGの開催）

第9条 WGは、地域経済部長が招集する。

2 地域経済部長は、WGの日時、場所、議事をあらかじめWGメンバーに通知しなければならない。

3 地域経済部長は、必要と認めるときは、WGを書面開催またはオンライン会議システムを利用して開催することができる。

（秘密保持義務）

第10条 研究会に参加した者は、研究会業務に関して知り得た事項を第三者に漏洩し、または当該検討目的以外に使用してはならない。この義務は研究会終了後も継続する。

2 WGに参加した者は、WG業務に関して知り得た事項を第三者に漏洩し、または当該検討目的以外に使用してはならない。この義務はWG終了後も継続する。

（庶務）

第11条 研究会及びWGの庶務は、東北経済産業局または東北経済産業局が委託する機関において処理する。

（補足）

第12条 この設置要領に定めるもののほか、必要な事項については、東北経済産業局長が別にこれを定める。

附則（令和4年6月10日）

この要領は、令和4年6月10日から施行する。